

中頓別ウィンドファーム合同会社「(仮称) 中頓別陸上風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する勧告について

令和 5 年 2 月 2 7 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 中頓別陸上風力発電事業環境影響評価方法書について、中頓別ウィンドファーム合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、第 2 種事業であるが、環境影響評価法第 4 条第 6 項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続きは行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道枝幸郡中頓別町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 48,000 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 4 年 9 月 1 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 4 年 1 1 月 1 4 日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 1 月 3 1 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 5 年 2 月 2 7 日

問合せ先： 電力安全課 長尾、須之内
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 （直通）

中頓別ウィンドファーム合同会社「(仮称)中頓別陸上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 動物、植物の調査地点及び踏査ルートは、土地改変を行う可能性がある区域を網羅していないことから、適切な調査、予測及び評価ができるよう設定すること。
3. 対象事業実施区域内に分布している植生自然度 10 のササ群落（Ⅳ）及び植生自然度 9 のエゾイタヤ ミズナラ群落等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 生態系の典型性注目種については、採餌環境などの生息状況を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)